

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 及び監理技術者補佐の取扱いについて

令和2年12月1日
環境森林部
農政水産部
県土整備部

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び特例監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に関し、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 次のいずれかに該当する場合は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

- (1) 宮崎県が総合評価落札方式（簡易型・標準型・WTO型）で発注した工事であるとき
- (2) 宮崎県が総合評価落札方式で発注した二つの工事を同一の監理技術者が兼務しようとするとき
- (3) 施工場所が県外である工事と兼務しようとするとき
- (4) 低入札価格調査対象となった工事であるとき

2 監理技術者補佐としての経験について、以下のとおり評価する。

- (1) 監理技術者補佐として全ての期間従事した経験は、入札参加資格における配置技術者の施工実績として認める。
- (2) 監理技術者補佐として工期の半分を超える期間従事した経験については、総合評価落札方式における「同種工事の施工経験」及び「同一業種の工事成績点」の評価対象として認める。

3 施行時期

令和2年12月15日から施行する。

なお、12月15日以前に公告した工事についても、建設業法第26条第3項ただし書の規定の対象とする。

【参考】

◎ 特例監理技術者が兼務できる工事の数：2工事まで

◎ 監理技術者補佐に必要な資格

監理技術者補佐になることができる者は、次のいずれかに該当する者であること。

- ① 法第7条第2号イ、ロ、ハに該当する者でかつ一級の第一次検定に合格した者
- ② 法第15条第2号イ、ロ、ハに該当する者

【参考1】 監理技術者の兼務可能な工事の組合せ例

○ 想定事例

工事番号	入札方式	R 2. 1 1	R 2. 1 2	R 3. 1	R 3. 2
工事①	総合評価	公告① → 契約①	※監理技術者は申請した技術者を配置		
工事②	価格競争	公告② → 契約②		※監理技術者はフリーで配置	
工事③	価格競争		公告③ → 契約③	※監理技術者はフリーで配置	
工事④	総合評価		公告④ → 契約④	※監理技術者は申請した技術者を配置	

【兼務の可否】

組合せ	工事①	工事②	工事③	工事④
工事①		○	○	×
工事②	○		○	○
工事③	○	○		○
工事④	×	○	○	

※ 工事①と④同士は、入札方式が総合評価であるため、兼務不可

※ 左表に○印のある組合せが兼務可能

【参考2】 技術者の配置に関する想定問答

① 異なる発注者の工事でも監理技術者の兼務は可能か？

- 各発注機関が定める要件に合致していれば兼務可能ですが、事前に各発注機関の了解を得る必要があります。

② 現在施工中の工事に従事している監理技術者を兼務させることができるのか？

- 兼務条件に合致している場合は可能です。
なお、現在施工中の監理技術者を交代させることはできません。

③ 兼務している工事の一つが完成した場合、施工中の工事現場に配置している監理技術者補佐の取扱はどうなるのか？

- 監理技術者が担当する工事が1つのみとなるため、監理技術者補佐を配置する義務はなくなります。なお、会社として継続して業務に従事させる事は構いませんが、監理技術者補佐としての立場では従事できません。
※ 監理技術者補佐であった者が専門技術者又は担当技術者として引き続き当該工事に従事する場合に限り、総合評価における従事期間に含めて評価します。

④ 別の工事が発注されるため、現在配置している監理技術者補佐を交代させることは可能か？

- 工事現場毎に専任で配置する必要があるため、原則、交代はできません。
監理技術者補佐の交代は、退職や病気療養など真にやむを得ない場合等に限られます。

⑤ 下請契約の請負代金の額（以下、「下請金額」という。）が4千万円未満の場合でも監理技術者を配置し、2件の工事に従事することは可能か。

- 建設業法では、下請金額が4千万円以上となる場合に「監理技術者」の配置を求めていることから、兼務はできません。
※ 下請金額4千万円未満では、「主任技術者」として配置すること。

☆ 上記以外の取扱については、監理技術者制度運用マニュアルを参照するか各発注機関に御相談ください。

監理技術者補佐の経験に関する評価例

